

アーケード設置に関する取扱要綱実施基準

制 定 平成 17 年 10 月 1 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

第 1 節 アーケードの設置に関する適用条件

1. 用語の定義

本実施基準において、次の用語を定義する。

「アーケード」 日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間（50m以上の区間、又は一街区の区間）連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設。

「側面建築物」 アーケードに面する建築物。

「配線架台」 電柱に変えて、アーケードの屋根面上に当該電柱にかわる配線に必要な架台。

「トランス架台」 アーケードの屋根面上に設けるトランス用の架台。

「防火戸」 建築基準法施行令第 109 条に規定する防火設備。

「消火足場」 火災の際、屋根面上で行う消防活動に耐えうる構造とした部分。

「広告物等」 広告物、装飾物等。

「登はん設備」 消防用登はん梯子及び踊り場。

「大規模の修繕」 建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕。

「固定屋根」 開放することができない屋根。

「移動屋根」 開放することができる屋根。

「警報装置」 非常ベル又は自動式サイレン。

「アーチ」 地名、街区名等の標示。

「商店会等」 商店会その他これに準ずる団体。

2. 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならない。

- (1) 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車両の通行を禁止している道路であること。
- (2) 防火地域又は準防火地域であること。
- (3) 事業が決定された都市計画道路で、事業を完了していない場所でないこと。
- (4) 街路樹の生育を妨げない場所であること。
- (5) アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害する恐れのある場所でないこと。
- (6) 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取扱う店舗の類が密集している区域その他の防災上危険な区域でないこと。

3. 都市景観の保持

都市景観の保持のため、次の事項を守ること。

- (1) 主要幹線道路（地中化路線等）、その他これらに類する路線には設置しないこと。
- (2) 同一アーケードの色調、形態等は統一させること。
- (3) 所有者又は管理者が異なる場合であっても、連続して設置するときは、外観上の形態、色調をできる限り統一すること。

4. 道路不正使用物件の撤去

建築物、日よけ、天幕等、商品、陳列台、販売機等、道路を不正に使用している場合は、撤去すること。

5. 維持管理

- (1) アーケードの設置者は別添の「アーケードの自主点検表」に基づき、毎年一回以上当該アーケードについて点検整備を行うこと。
- (2) 適法に設置された既存のアーケードで、実施基準に適合しない部分があるものについては、実施基準に適合するように努めること。
- (3) アーケードの増築又は大規模の修繕を行う場合は、既存部分の点検を行い、改修が必要と認められる場合は、協議会に所定の手続を行ったうえ、実施基準に基づき改修整備を行い、完成検査を受けなければならない。

6. その他

- (1) アーケードは、信号機若しくは道路標識の効用を害しないものとする。
- (2) 関係機関は、アーケードを設置しようとする場所等の特殊性により、交通上、安全上、防火上及び衛生上問題があると認められるときは、所要の制限を附加することができるものとする。

第2節 設置基準

1. 道路の一侧又は両側に設けるアーケードについて（以下「側面型アーケード」という。）

- (1) 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中に同じ。）が国道にあつては 11m以上、道路法第 56 条の規定により指定を受けた主要な府道若しくは市道にあつては車道の幅員が 9 m以上の道路に設置されるものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路において、アーケードを車道部分に突き出して設けないこと。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から 2 m以内に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りではない。

2. 道路の全面を覆うアーケードについて（以下「全面型アーケード」という。）

- (1) 道路の幅員が 4 m以上かつ 8 m以下であること。
- (2) 側面建築物の各部分から側面建築物の前面以外の方向 25m以内に幅員 4 m以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が 50m以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。（別図 1 参照）
- (3) 側面建築物の延長おおむね 50m以下ごとに避難上有効な道路があること。（別図 1 参照）ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
- (4) 道路の幅員が 4 m未満の場合は、アーケード柱を道路の外に設置することにより当該道路の有効幅員を 3.6m以上確保できるもの又は、老朽化に伴う建替えなど、安全上、建替えが必要な場合で、現行幅員を確保できるときは、最小道路幅員が 4 m以上あるものとみなす。
- (5) 設置する場所にある電柱等は撤去し、配線架台及びトランス架台を配置すること。
- (6) 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置を設けること。

3. 次に掲げる場所でのアーケードの設置は認めないものとする。

(1) アーケードの設置路線が8mを超える道路と交差する部分。

ただし、T字型交差点で、当該アーケード設置道路以外の道路が起終点として交差する部分はこの限りでない。(別図2(ア)参照)

(2) 歩車道の区別のある道路と交差する部分。

ただし、全面型アーケード設置道路と交差する道路のうち、当該アーケード設置側の両側歩道部に同一商店会のアーケードが設置される場合で、交通上支障がなく、かつ、景観が損なわれないと認められるときに限り、交差する部分の歩車道境界線寄りまでについては、この限りでない。(別図2(イ)参照)

(3) アーケードを設置する主たる道路に交差する道路(以下「枝道」という。)

ただし、主たる道路と当該枝道との角にある建築物の枝道に面する長さを限度として、主たる道路上のアーケードと同一形式とするもので、交通上、衛生上、安全上支障のないものについては、この限りでない。なお、アーチを設けないこと。(別図2(ウ)参照)

(4) 信号機の設置されている交差点。(別図2(エ)参照)

4. 構造は、次の各号によらなければならない。

(1) 側面建築物は、既存のものについて建築基準法施行令第114条及び第5章第2節並びに大阪府火災予防条例の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。

(2) アーケードの材料には不燃材料(柱梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入りガラス以外のガラスを除く。)を用いること。ただし、屋根には建築基準法第62条の規定に適合するポリカーボネート板を用いることができる。

(3) 階数は、1であること。

(4) 壁を有しないこと。(壁とは、金網、格子の類を含む。)

(5) 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がないよう次の基準を満たすものとする。(別図3参照)

① 全面を覆う天井は認めない。

② ルーバー形式であれば消防活動に支障がない場合に限り、次により認める。

i) 天井は地盤面より6m以上とすること。

ii) ルーバーの板厚は1.2mm以下とし、各ルーバーの間隔は10cm以上とすること。

iii) 天井部分と屋根面の開放(2/5)が連動で行われるものであること。

iv) ルーバーは軽量な不燃材料で造り、火災の際、破壊が容易に行われるような構造とすること。

(6) アーケードを側面建築物に支持させないこと。

(7) アーケードは、地震、暴風、積雪等に対して安全なものであること。

(8) 柱は、なるべく鋼管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

(9) 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

(10) アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

(11) 側面型アーケードに関して次の要件を満たすこと。

- ① 側面建築物のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏は、耐火構造又は防火構造であること。
- ② 地盤面からの高さが4.5m以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓からの避難を妨げる恐れがある場合においては、地盤面からの高さが3mを下らない範囲で緩和することができる。
- ③ 梁間方向におおむね6mごとに消火足場を設けること。なお、消防活動が容易に行える措置が講じられた場合は、おおむね9mとすることができる。

(12) 全面型アーケードに関して次の要件を満たすこと。

- ① 側面建築物のうち、延焼の恐れのある部分にある外壁及び軒裏は、耐火構造又は防火構造であること。また、それらの部分にある開口部には、防火戸が設けられていること。この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線を、隣地境界線とみなす。
- ② 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6m以上であること。ただし、側面建築物が共同住宅等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さが4.5mを下らない範囲で緩和することができる。
- ③ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となる恐れのない場合には越屋根の類を設けることができる。
- ④ アーケードを設置しようとする道路の延長50m以下ごとに登はん設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する連結送水管を設けること。ただし、街区又は水利の状況により防火上支障がないときは、その一部を緩和することができる。
- ⑤ 梁間方向におおむね6mごとに消火足場を設けること。なお、消防活動が容易に行える措置が講じられた場合は、おおむね9mとすることができる。各消火足場は、道路の延長方向に連絡する消火足場で接続すること。
- ⑥ その幅員の全部をアーケードで覆われた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は0.5m以上を開放した断層部とすること。

5. 屋根は、次の各号によらなければならない。

(1) 側面型アーケードにおいては、歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3m以下とすること。

(2) アーケードの延長50m以下ごとに次のいずれかを満たすこと。

- ① 屋根面に桁行0.9m以上を開放した切断部を設けること。
- ② 屋根面に高さ0.5m以上を開放した桁行1.8m以上の断層部を設けること。

ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際に溶けやすい材料を使用し、火災の伝送の恐れがなく防火上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(3) アーケードの延長おおむね12m以下ごとに、屋根の下面に鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際に溶けやすい材料を使用し、火災の伝送の恐れがなく防火上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(4) 屋根面（消火足場で0.8m以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を

地上から簡便且つ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下って居りその水平投影幅が3m以下であって、且つ、アーケードの下で排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。

(5) 全面型アーケードに雨よけを設ける場合、水平投影幅は柱中心線から1m以下とし、その部分の最下端は地盤面からの高さを6m以上とする。ただし、隣接地が公園等であり、やむを得ず設けるもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、この限りでない。

(6) 構造耐力上、雨よけ部分に加わる風荷重を考慮すること。

6. 柱は、次の各号によらなければならない。

(1) 側面型アーケードの柱の位置は次によること。(別図4参照)

① 歩車道の区別のない場合は路端寄りに設けること。

② 歩車道の区別のある道路で歩道幅員が3m未満の場合には、歩道内の車道寄りに設けること。

③ 歩車道の区別のある道路で歩道幅員が3m以上の場合には、歩道内の車道寄り及び路端寄りに設けることができる。

(2) 全面型アーケードの柱の位置は、道路に設置する場合にあつては、路端寄りに設けること。

(3) 消防用機械器具、消防の用に供する施設、水利等の使用、道路付属物の機能を妨げる恐れのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。

(4) 側面建築物の非常口の直前及び両端から1m以内で避難の障害となる恐れのある位置に設けないこと。

(5) 柱の基礎の天端は道路舗装を可能にするため路面高より25cm以上下げること。(別図5参照)

(6) 雨どいと兼用しないこと。

(7) 柱にはブラケット、その他添架物（防災・防犯装置、照明灯及び統一看板は除く。）をつけないこと。

7. 防火改修

アーケードを設置しようとする区間の側面建築物は、協議会に設置申請書を提出するまでに、第2節第4項第(11)号①及び第(12)号①の規定に適合させること。(以下、適合させるための改修を「防火改修」という。)

ただし、新設アーケードの場合は、次の防火改修点数表及び算定式により算定した平均防火改修率が80%以上であり、かつ、未完成部分について、アーケードが完成する時点までに防火改修を完了させることが確実に見込まれる場合はこの限りでない。

防火改修点数表

建築物の部分	防火改修点数表
外壁	1点
窓（枠、ガラス共）	2点
1階出入口	1点
軒裏	1点

算定式

$$\text{平均防火改修率} = \frac{\text{全戸の防火改修完了部分の点数の合計}}{\text{全戸の防火改修対象部分の点数の合計}} \times 100 \quad (\%)$$

第3節 屋根が定着していないアーケード（以下「天幕類型」アーケードという。）の特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防火処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置を設けたアーケードで、交通上支障がない場合においては第2節第2項第(1)号、第4項第(2)号、第(11)号③及び第(12)号③から⑤まで並びに第5項第(2)号及び第(3)号は適用しない。

第4節 設備等

1. 側面建築物の避難器具等

アーケード設置場所の側面建築物を新築し、増築し、若しくは改築することにより設置される避難器具又はアーケードを新設し、若しくは増設することにより、当該アーケード設置場所の側面建築物に設置されている避難器具については、次によること。

- (1) 直接地上に降下することが可能な場合を除き、アーケードの屋根上部に降着面を設けること。
ただし、全面型アーケード（天幕類型アーケードで消火足場を有する場合を含む）において、消火足場より上方の階に避難器具を設け、又は設けられているものについては、当該消火足場に降着面を設けること。
- (2) 降着面は平面とし、広さ及び降下のために必要な空間については、次表によること。

		降着面の広さ		降下空間	下部固定環取付場所
		前方	側方		
すべり台		2 m以上	各 1 m以上	下方 0.5m以上 (布製 1.0m以上) 上方 1.8m以上 両側各 1.0m 以上	
救助袋	斜降式	3 m以上	各 1.5m以上	下方 3.0m以上 両側 2.0m以上	屋根上の降着面(全面型アーケードの場合は消火足場上)
	垂直式			前方 2.0m以上 両側 1.5m以上	
緩降機		降下地点を中心に半径 1.5 m以上		器具の範囲 半径 1.5m以上	
避難梯子 避難用タラップ		1 m以上	1 m以上	前方及び側方各 1.0m以上 階段式タラップの場合は踏面より上部に 2.0m以上 側方各 1.0m以上	

全面型アーケードにあつては、消火足場部分を含み、アーケードの屋根の有効空間（第6項(2)号②に定める有効空間をいう。）に突出しない範囲において確保すること。

- (3) 降着面は構造強度上安全なものであること。
- (4) 降着面の直近に次に定めるところにより、避難用梯子を設けること。
ただし、他の方法により、地上まで容易に避難できる場合はこの限りでない。
 - ① 梯子の幅員は 60cm 以上とすること。
 - ② 梯子は緑色に塗装すること。
 - ③ 梯子がアーケードの屋根又は庇等の部分を貫通する場合は、当該貫通部分の大きさを縦及び横それぞれ 80cm 以上確保すること。
- (5) 既設置の避難器具は、従前の降着面（地盤面等）までの規定の長さをアーケード上の降着面までの長さに短縮すること。

2. 消火足場

第2節第4項(11)号③及び(12)号⑤消火足場は、次によること。（別図6参照）

- (1) 消火足場はその上部で行う消防活動に十分耐えうる構造（消防士1人当り重装備 120kg～150kg）とすること。
- (2) 消火足場の歩行面の材料は、すべり止め処理をした厚み 4.5mm の鋼板と同等以上の強度を有するものを使用すること。
- (3) 側面型アーケードの消火足場の勾配は4分の1以下とすること。
- (4) 全面型アーケードの消火足場は、渡り足場の部分を除き段差があつてはならない。ただし、やむを得ない場合にあっては、その段差は 30cm 以下で当該段差部分は傾斜路とし、その勾配は4分の1以下とすること。
- (5) 手すりは、消火足場の両側に設け、高さは 80cm 以上 1 m 以下とすること。
- (6) 手すりの縦さんの間隔は 1.5m 以下とすること。
- (7) 手すりの縦さんの下端は、ボルトで2箇所以上を緊結すること。
- (8) 手すりの横さんは上端を含めて2段以上とすること。
- (9) 手すりに用いる材料は次によること。
 - ① 等辺山形鋼材の場合
1 辺の長さは 4 cm 以上
厚さは 3 mm 以上
 - ② 鋼管の場合
直径は呼び径 25 (3.4cm 以上)
厚さは 3 mm 以上
- (10) 手すりには消防活動上障害となるテレビアンテナ等を添架してはならない。
- (11) 消火足場は、幅を 0.6m 以上とし、歩行面の両側を 10cm 幅で赤又は黄色の塗装をすること。
- (12) アーケードの所有者又は管理者が異なる場合であっても、アーケードを連続して設置するときは消火足場を接続すること。

3. 登はん設備

第2節第4項(12)号の④の登はん設備は、次によること。（別図7参照）

- (1) 登はん設備は、消防活動に十分耐えうる構造とすること。

- (2) 登はん設備は、連結送水管の送水口設置場所の直近に設けること。
- (3) 梯子は、次の①から⑤に定める構造とすること。
 - ① 梯子の幅は有効 40cm 以上とすること。
 - ② 梯子の横さんの間隔は 35cm 以下とすること。
 - ③ 梯子の下方のスライド部分の長さは、2.5m 以下とすること。
 - ④ 梯子のスライド部分の縦さんの下端には、当該スライド部分を降下させる際の衝撃を緩和するための緩衝物を取り付けること。
 - ⑤ 梯子の下方のスライド部分は、容易に操作ができる構造とすること。
- (4) 踊り場は、次の①から⑤に定める構造とすること。ただし、設置が困難な場所にあつては他の方法により消防活動が容易に行える措置が講じられた場合はこの限りでない。
 - ① 踊り場はけん固なものとし、地盤面から 4.5m 以上でアーケードの桁の高さ以下の間で、消防活動が容易に行える位置にあること。
 - ② 踊り場の広さは 90cm×50cm 以上とすること。
 - ③ 踊り場の周囲には、高さ 80cm 以上、1 m 以下の柵を設け、当該柵の横さんは上端を含め 2 段以上とし、縦さんは 30cm 以下ごとに設けること。
 - ④ 踊り場の材料は、滑り止め処理をした鋼板等で、厚さ 4.5mm の鋼板と同等以上の強度を有するものを使用すること。
 - ⑤ 踊り場は、歩行面の周囲を 10cm 幅で赤又は黄色の塗装をすること。
- (5) 登はんのための有効空間は、梯子の登はん面からおおむね 80cm 以上確保し、当該空間には電線等登はんの障害となるものがあつてはならないこと。
- (6) 登はんのための開口部が、アーケードの雨除け部分に設けられている場合は、登はんする時に容易に開放できる構造とし、当該開口部は一辺を 80cm 以上とすること。
- (7) 前(6)号の開口部分に盗難防止用のベル等警報装置を設ける場合は、最高電圧を 24V とし、アーケードの構造物に対する漏電防止に留意すること。
- (8) 登はん設備の直近に赤色の灯火の表示灯を地盤面からの高さが 2.5m 以上 3 m 以下の箇所に設け、当該表示灯は取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 以上離れた所から点灯していることが容易に識別できるものであること。
- (9) 登はん設備の直近には、地盤面からの高さが、おおむね 4 m の位置に登はん梯子の標識（別図 8 参照）を設けること。

4. 配線架台及びトランス架台

第 2 節第 2 項(5)号にいう配線架台・トランス架台の構造は次によること。(別図 9 参照)

- (1) アーケードを設置しようとする者は、電力事業者及び通信事業者と配線架台及びトランス架台等の配置について事前協議を行うこと。
- (2) 配線架台の横さんの下端は消火足場からの高さ 2.5m 以上とすること。
- (3) 配線架台及びトランス架台は、固定屋根（第 6 項(2)号①にいう固定屋根をいう。以下同じ）の中央部付近で消防活動上障害にならない位置に設けること。
- (4) 配線架台は、側面建築物からの避難の障害とならない位置に設けること。
- (5) 配線架台及びトランス架台は、安全強固な構造とすること。
- (6) トランス架台には柵を設け、当該柵の消火足場からの高さが、おおむね 1.5m の位置に別図 9

の高圧危険標識を設けること。

- (7) 配線架台及びトランス架台は定期的に点検を行い、漏電及び危害防止に留意すること。

5. 照明設備

照明設備については次の基準によること。(別図 10 参照)

- (1) 照明灯は、景観を損なわないものであること。
- (2) 照明灯の取付強度は十分なものであること(この場合、強度計算はもとより視認のうえ安全を確かめること。)
- (3) 棟木、梁等に吊下げる場合は次によること。
- ① 照明灯の下端は、地盤面より 6 m 以上、側面型アーケードにあって車道上に設ける場合は 4.5 m 以上、歩道上に設ける場合は 3 m 以上とすること。
 - ② 照明灯の幅は道路幅に対して照明灯の中心から、それぞれ次の数値とすること。
4 m 道路 0.5 m 以下
4 m 以上 1 m 増すごとに 0.125 m を加えた数値以下
- (4) 歩道上のアーケードを除き、側面の柱に取り付ける場合は次によること。
- ① 照明灯の出幅は柱より 0.5 m 以内であること。
 - ② 照明灯の下端は、地上より 5 m 以上(側面型アーケードにあっては 3.5 m 以上)であること。

6. 屋根開放装置

第 2 節第 5 項(4)号の屋根開放装置は次によること。(別図 11 参照)

- (1) 側面型アーケードにあっては、開放部分の上端が道路境界線から、おおむね 1.0 m の位置に設けること。
- (2) 全面型アーケードの開放装置は次によるものとし、当該基準の開放屋根部分で、屋根面の 5 分の 2 の開放部分を確保すること。
- ① 固定屋根の長さは、桁行方向に 8 m 以下とすること。
 - ② 1 つの、移動屋根を全開したときの屋根開放部分の桁行方向の長さは 6.5 m 以上とし、梁間方向の長さは、第 2 節第 5 項(4)号の規定から算出した長さ以上とすること(以下、当該空間面積の部分を「有効空間」という。)
 - ③ 天井を設ける場合は、移動屋根と連動して開放できる構造とし、固定屋根部分の天井の桁行方向の長さ、並びに移動屋根部分の天井の桁行方向及び梁間方向の長さは前①及び②の規定を準用する。
 - ④ アーケードの屋根上に設けるトランス架台は、移動屋根の有効空間内に設けないこと。
 - ⑤ 梁間方向の消火足場は固定屋根の上部に設けるものとし、固定屋根の両端からそれぞれ 1 m 以上離れた位置に設けること。
 - ⑥ アーケードに添架するシャンデリア、臨時広告物(旗、造花等軽量なもので、消防活動上障害とならないものを除く)は、移動屋根の有効空間内に設け、又は突出しないようにすること。
 - ⑦ 移動屋根には、停電その他の理由により、電動では開閉ができない場合を考慮して、手動開閉装置を設けること。
 - ⑧ 前⑦の電動から手動への切替方法は、当該装置の直近に表示すること。なお、当該表示板は

縦 30cm 以上、横 60cm 以上とし、白地に黒文字で必要事項を記入すること。

- ⑨ 手動開閉装置は、次の i) から iii) に定めるところにより設置すること。
 - i) 手動開閉装置は、地盤面から 50cm 以上、1.0m 以下の箇所に設けること。
 - ii) 手動開閉装置のハンドルは、当該装置の直近に常時設置しておくこと。
 - iii) 手動開閉装置の直近に操作方法を表示すること。
- ⑩ 移動屋根を電動又は手動で開閉するためのロープは、移動屋根の有効空間内に設けないこと。
- ⑪ 移動屋根の電動装置の押ボタンは、地上からの高さが 80cm 以上、1.5m 以下の箇所に設けること。

なお、飾り天井を設ける場合も、有効開口面積が屋根面積の 5 分の 2 以上確保できるように設けること。

7. 警報装置

第 2 節第 2 項(6)号の警報装置は次の基準によること。

(1) 適用範囲

全面型アーケード、天幕類型アーケード及び大阪市アーケード連絡協議会において設置を要すると認めたアーケードの新築・増築・改築又は大規模の修繕をしようとする場合に適用すること。

(2) 設置基準

- ① 警報装置のうち、非常ベルは盗難防止用ベル等と音色が明らかに区別できる場合に限る。
- ② 警報装置の音響装置（以下「音響装置」という。）は次によること。
 - i) 音響装置は、アーケード設置区域の各部分から、一の音響装置までの水平距離が 25m 以下となるように設けること。
 - ii) 音響装置は、地盤面からの高さが 3.5m 以上、4.5m 以下で、アーケード設置区域に火災の発生を有効に、かつ、すみやかに報知することができる箇所に設けること。
 - iii) 音響装置の音量は、取り付けられた音響装置の中心から 1 m 離れた位置で 90 デシベル以上であること。
- ③ 警報装置の起動装置（以下「起動装置」という。）は次によること。
 - i) 起動装置は、地盤面からの高さが 80cm 以上、1.5m 以下で、音響装置設置箇所の直近の多数の目にふれやすい箇所に設けること。
 - ii) 起動装置の上方には、第 4 節第 3 項(8)号に定める赤色の灯火を設けること。
- ④ 警報装置には、非常電源を附置すること。
- ⑤ 警報装置は連結送水管送水口、又は登はん梯子の設置場所と同一場所に設けてはならない。
- ⑥ 一の起動装置の操作により、当該起動装置を中心とした水平距離 50m 以内の音響装置が吹鳴するよう設けること。
- ⑦ 放送設備を次の i) から iv) までに定めるところにより設置した場合は、当該設備の有効範囲内については、前各号に定める警報装置を設置しないことができる。
 - i) 放送設備のスピーカーは、アーケード設置区域の各部分から、一のスピーカーまでの水平距離が 25m 以下に設けられていること。
 - ii) スピーカーの音声入力は、3 W 以上であること。
 - iii) 増幅器及び操作部の設置場所には、当該設備の設置場所である旨の標識を設け、かつ容

易に入室できること。

- iv) 増幅器及び操作部には、その直近の見易い箇所に当該設備の操作方法を掲出していること。

8. 連結送水管

第2節第4項(12)号の④の連結送水管は、消防法施行令第29条第2項第1号から第3号まで、並びに同施行規則第31条の例により設置し、及び維持するほか、次によること。

(1) 配管は次によること。

① 配管は乾式とすることができる。

② アーケードの所有者又は管理者が異なる場合であっても、アーケードを連続して設置するときは、配管を接続し、接続部分に仕切弁を設けるとともに、当該部分には地震による震動等に耐えうるための有効な措置を講じること。また、仕切弁の設置場所には、その直近に仕切弁の標識（別図12）を設けること。

③ 配管は、消火足場上での消防活動に障害とならないよう配管すること。

(2) 送水口及び放水口には金属製の保護具を取り付けること。

(3) 送水口の設置場所には、その直近に地盤面からの高さが、おおむね4mの位置に送水口の標識（別図13）を、また、放水口の設置場所には、その直近に放水口の標識（別図14）を設けること。

(4) 送水口の上方には、第4節第3項(8)号に定める赤色の灯火を設けること。ただし、送水口を登はん梯子と同一の場所に設ける場合はこの限りでない。

(5) 連結送水管の配管は、放水口に接続する1m以内の部分について赤色塗装をすること。

第5節 工作物等

工作物には、次の場合を除いて広告物等のための塗装、添架をしないこと。

1. アーチ（別図15参照）

(1) 商店会等がその所在の表示を目的とするものであること。

(2) 不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けること。

(3) 切断部及び断層部等には設けないこと。

(4) 意匠及び色彩は信号機及び、道路標識等の類似を避け、又はこれらの効用を妨げるおそれのないものであること。

(5) 広告物を掲出又は表示しないこと。

(6) アーチ設置場所が当該アーケードの設置道路以外の道路と交差する場所にあるときは、当該交差点にアーチ及びアーチを照明するための電気設備等をしないこと。

(7) 既存のアーケードにアーチを設ける場合は、協議会に必要な書類を提出し承認を得ること。

(8) アーチを照明するための電気設備は登はん設備、消火足場から1.0m以上離れた位置に設けること。

(9) 独立してアーチを設ける場合においては、前(1)～(6)に適合し、かつ、次によること。

① 設置場所は商店会等の存する地域内であって、原則として当該地域内の歩道と車道の区別のない8m以下の幅員の出入口とすること。

- ② 柱の位置は路端よりとすること。
- ③ 支柱の一边又は直径 0.3m 以下であること。
- ④ 道路の上空を横断する構造物の路面からの距離は 5.5m 以上とすること。

2. アーケードの添架看板

- (1) 事前にアーケード内の既設突出看板が撤去されているか又は撤去される見込みがあること。
- (2) 同一アーケード内においては、形状、寸法、地色が同一であること。
- (3) 設置される箇所の路面に近接する建物において営業する者の店名、屋号、商標又は営業の内容を表示するものであること。
- (4) 原則として一店舗につき一基とすること。
- (5) 設置主体は当該アーケードの設置者であること。
- (6) 信号機又は道路標識の効用を妨害する場合には、設置しないこと。
- (7) 看板の最下部と路面との距離は 4.5m 以上とすること。ただし歩道と車道の区別のある道路の歩道内にあっては、2.5m 以上とすることができる。
- (8) 道路境界線から 1 m 以内に設置し、非常災害時において側面建築物からの避難の妨げとならないものであること。
- (9) 同一アーケード内においては、高さ及び道路境界線からの出幅が統一されていること。
- (10) 平板又は箱型で、底辺の長さ及び高さの和は原則として 1.4m 以内とすること。
- (11) 使用材料は、難燃材料とすること。

3. アーケードの添架広告物等

一時的に広告物等をアーケードに添架して設置する場合は、次の基準に基づき、所轄警察署長の道路使用許可及び大阪市長の道路占用許可を受けること。

- (1) 占用（使用）期間
占用（使用）期間は、30 日以内とする、ただし、商店街の慣行や地区の実情から真にやむを得ないと認められる場合は、50 日の期間内で許可することができる。
- (2) 設置方法
 - ① 広告物等の下端と路面との距離は、4.5m 以上（歩道の場合は 2.5m 以上）とすること。
 - ② 交通信号機、道路標識等の見通しを妨げ、あるいは消防活動及び側面建築物からの避難の障害とならないよう設置すること。
 - ③ 風などによる落下を防止するため十分な措置を講ずること。
 - ④ 広告物等（旗、造花等軽量のもので、消防活動上障害とならないものを除く）は、移動屋根の有効空間内に設けたり、突出したりすることのないようにすること。また、設置数については必要最小限とすること。
- (3) 使用材料
広告物に使用する材料は、難燃材料又は防火処理を施した材料とすること。ただし、ガラスを除く。
- (4) 重量
相当の重量があると認められるものについては、アーケード及びアーケードへの取付方法に支障がないことを確認するため、建築士が作成した構造計算書を添付すること。

(5) 表示内容

恒例による大売出し等、当該商店街の商業活動のPRにかかるものに限ることとし、一般広告にわたるもの（例えば、特定の商品名や商品の宣伝広告等）は表示しないこと。

4. 電気工作物

電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2m以内又は登はん設備から 1 m以内の部分その他消防活動上障害となる部分には設けないこと。

第6節 手 続

1. 協議会への提出図書

(1) 提出期限及び提出先

アーケードを設置しようとするものは、事務局にその旨を申し出て、その指示により(2)に掲げる設置申請書を協議会の開催予定日の7日前までに、次に定める各機関（以下「各機関」という。）にそれぞれ1通ずつ提出すること。

大阪府警察本部	交通部交通規制課道路使用第二係 所轄警察署交通課
大阪市建設局	総務部管理課
大阪市計画調整局	建築指導部建築確認課
大阪市消防局	予防部規制課 所轄消防署予防担当

(2) 設置申請書（申請書の様式は第1号様式とする）

設置申請書は下表に掲げる図書とし、A4版左とじに折ること。

図書の種類	作成上の注意事項
理由書・仕様書 付近見取図 透視図 用途地域図 周辺建物現況図	設置を必要とする理由を詳細に書き、申請者が記名捺印すること。 アーケードの位置を記入すること。 添架物及びアーケード内部の透視図を添付すること。 用途地域図、周辺建物現況図を1枚の図面にまとめ図面左下に申請位置（地名・地番）アーケード名称、申請者名を記入すること。用途地域図は縮尺 1/20,000 とし、用途地域別に着色すること。 周辺建物現況図は縮尺 1/3,000 とし、建築物の主要用途別に敷地単位毎に指定色（注1）で着色し、主要建築物及び隣接建築物の業態がわかるように記入すること。
道路占用面積図	縮尺 1/200
平面図（建柱位置図）	縮尺 1/200 とし、消防用登はん梯子の位置、側面建築物の名称及び建柱位置を記入すること。
側面建築物立面図（防火改修図）	縮尺 1/200 とし、アーケードの最小内法高、棟高を点線で記入し、防火改修の未施工の部分がある建築物は防火改修の部分（軒裏、出入口、窓、外壁）を明

断 面 図	示すること。
断層部詳細図	縮尺 1/50
基 礎 詳 細 図	縮尺 1/30 とし、境界石と柱との位置関係を記入すること。
屋 根 伏 図	縮尺 1/200 とし、切断部又は断層部消火足場及び屋根が開閉する場合は開閉形式を記入すること。
小 屋 伏 図	縮尺 1/200
軸 組 図	縮尺 1/200
基 礎 伏 図	縮尺 1/200
構 造 詳 細 図	縮尺 1/30 以上
消防用設備詳細図	縮尺 1/30 とし、連結送水管、警報装置、登はん設備及び消火足場等を記入すること。
照明装置詳細図	
添架物詳細図	縮尺 1/50
アーチ詳細図	縮尺 1/30
構 造 計 算 書	縮尺 1/30
そ の 他	大阪市計画調整局建築指導部建築確認課に提出するものにのみ添付すること。 増設の場合は、既設アーケードの経歴及び図面を提出すること。アーケードの一部が民有地内に突出している場合は、当該突出部に関係ある敷地の所有者、管理者又は占有者の同意書を提出すること。

注 1 周辺建物現況図の指定色

用 途	色 別	用 途	色 別	用 途	色 別
申 請 地	 黒で斜線	倉 庫	黄土色	官公庁・学校	茶
住 宅	黄	ガレージ	黄 緑	公 衆 浴 場	水色
店 舗	赤	病院、診療所	橙色	寺院・神社・教会	こげ茶
事務所	桃色	旅館、ホテル、カフェ、料理店等	紫	公園・緑地	緑
工場	青	興行場、遊技場キャバレー等	黒	空地	無着色

(注) その他の用途については、指定色以外で色別する。

注 2 図面右下に設計者の建築士登録番号、氏名を記入すること。

(3) 結果の通知

設置申請のあったアーケードの設置の承認等については、大阪市アーケード連絡協議会で決定し、第3号から第5号様式により結果を通知する。

(4) 設置申請書の提出を必要としない場合

適法に設置されたアーケードで大規模の修繕に至らない修繕等、又は天幕類型アーケードの天幕類を取り替える場合にあっては、設置申請書の提出を要しないが、アーケード所有者又は管理者は、その工事に着手する14日前までに、その旨協議会あてに届出（届出書の様式は第2号様式とする）を行うこと。また、道路占用・道路使用の許可を受ける必要がある場合は所定の手続きを行うこと。

なお、アーケードに設置されている連結送水管、警報装置、登はん設備及び消火足場等について改修、又は変更をする場合にあっては、その工事に着手する以前に所轄消防署長の指導を受けなければならない。

2. 関係機関への手続き

アーケード等の設置が承認された後、その申請者は次表によりそれぞれ関係機関に所定の手続きを行うこと。

部局	提出課係	該当アーケード(型)	手続内容	手続時期	関係法令等	手続者
府警本部	所轄警察署 交通課 ※建設局を 経由のこと	側・全・天 アーチ	道路使用許可申請	協議会承認後	道路交通法第77条	申請者
		側・全・天	道路使用許可申請 (添架看板)	着工前	道路交通法第77条	同上
		側・全・天	道路使用許可申請 (臨時広告物等)	着工前	道路交通法第77条	同上
建設局	管理課	側・全・天 アーチ	道路占用許可申請	協議会承認後	道路法 第32条	同上
		側・全・天	道路占用許可申請 (添架看板)	着工前	道路法 第32条	同上
	所轄工営所 管理担当	側・全・天	道路占用許可申請 (臨時的広告物等)	着工前	道路法 第32条	同上
計画調整局	建築企画課	側・全	道路内の建築許可申請	協議会承認後	建築基準法 第44条第1項第4号	同上
	建築確認課	側・全・天 アーチ	建築又は工作物 確認申請	上欄許可後、 着手前	建築基準法第6条	同上
		側・全・天 アーチ	完了検査申請書	工事完了日から 4日以内	建築基準法第7条	同上

	都市計画課	側・全・天 アーチ	都市計画道路内の 建築許可申請 ※該当する場合	協議会承認後	都市計画法 第 53 条	同上
消 防 局	所轄消防署 警防担当	側・全・天 アーチ	道路工事等届出書	着工 3 日前まで	大阪市火災予防条例 第 58 条 同施行規則第 7 条	同上
	所轄消防署 予防担当	全	連結送水管の設計届	着工 10 日前まで	同上条例第 61 条の 2 同施行規則第 9 条 2	工事者
		側・全・天	防火対象物使用開始届	使用開始の 7 日前まで	同上条例第 56 条同施 行規則第 5 条	申請者

※「側」・・・側面型アーケード

「全」・・・全面型アーケード

「天」・・・天幕類型アーケード

3. 承認後の変更手続き

協議会において、設置の承認がされた後、当該アーケード等が完成するまでの間に構造設備等を変更しようとする場合は、事務局の指示により、設置申請書の図書のうち変更しようとする部分に係る図書を各機関に提出し、協議会の承認を受けなければならない。ただし、変更内容が軽微なもので各機関が協議会の承認を受ける必要がないと認めたものについては、この限りでない。

4. 協議会への設置申請書の再提出

協議会の承認が失効した後、アーケードを設置しようとする場合は、再度協議会の承認を受けなければならない。

5. 完成検査

(1) 検査手続き

アーケード等設置の申請者は協議会の開催予定日の 7 日前までに、事務局に対し検査の申し出を行ったうえ、検査を受けること。

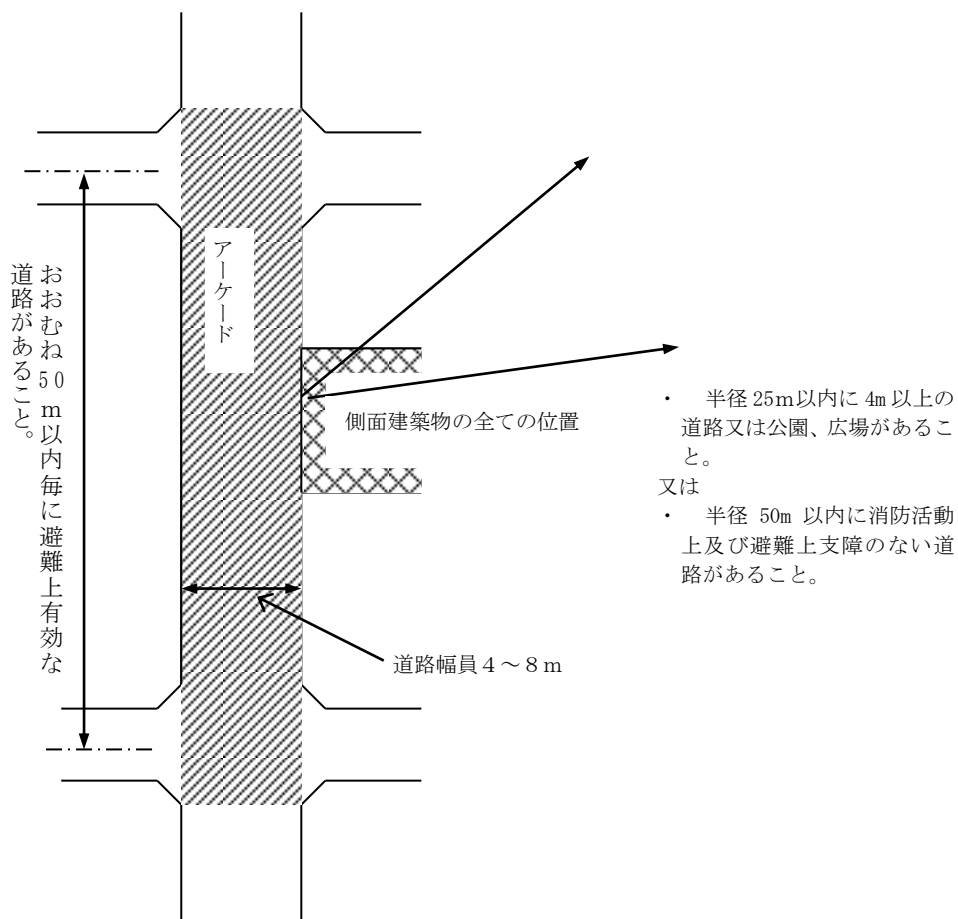
(2) 結果の通知

完成検査の結果については、第 6 号又は第 7 号様式により通知する。

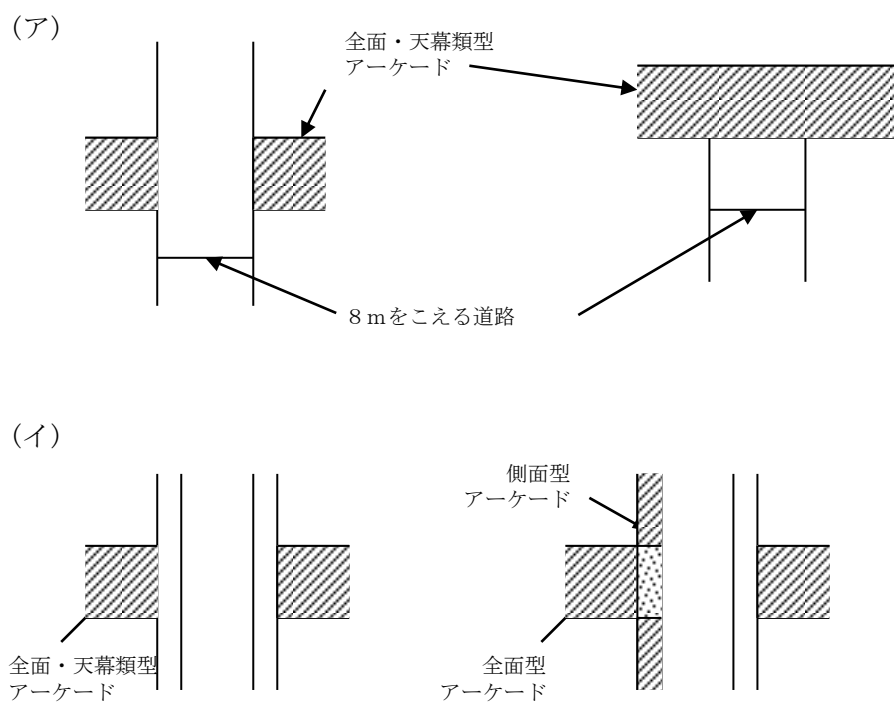
(3) 検査における指摘事項の是正結果報告

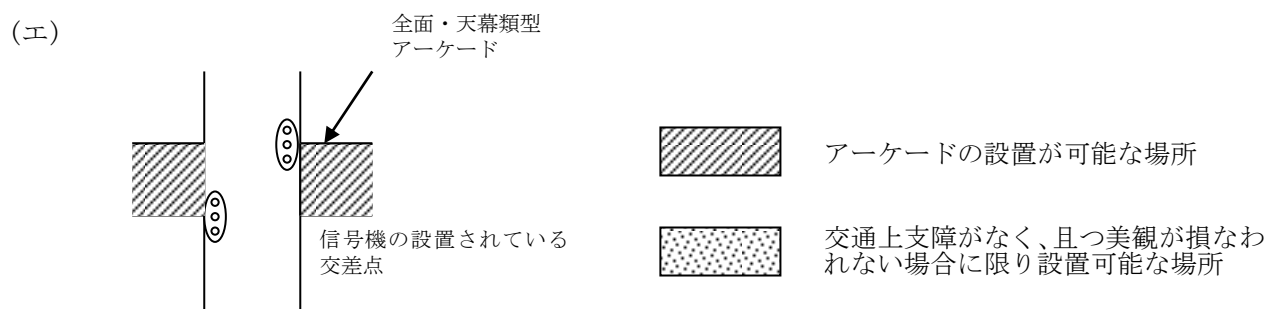
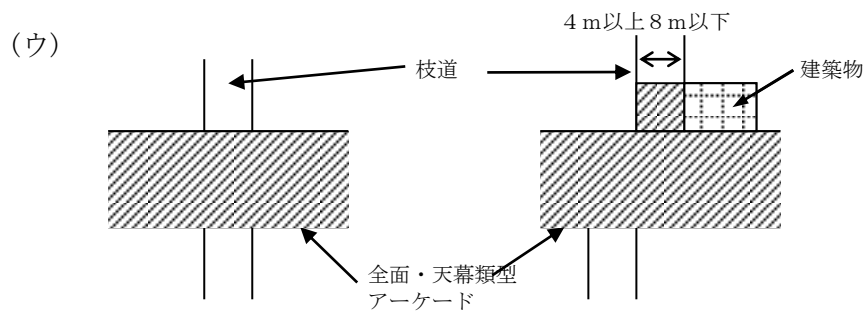
完成検査における指摘事項については是正・改修した結果については、アーケード等の設置の申請者は協議会へ是正・改修等の内容が明確に確認できる写真を提出するか、又は再検査の申し出を行わなければならない。

[別図 1] 全面型アーケードの設置場所

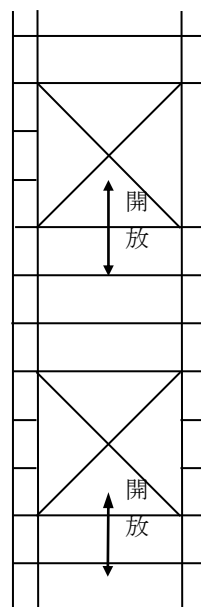
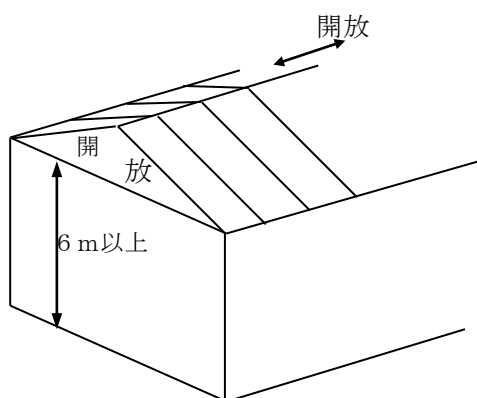


[別図 2] 設置の認められない場所

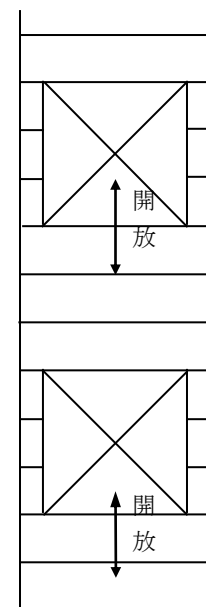




[別図 3] 天井の構造



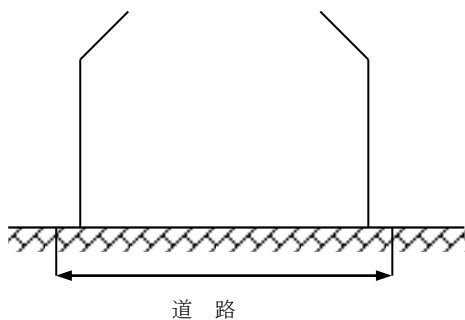
天井伏図



屋根・天井伏図

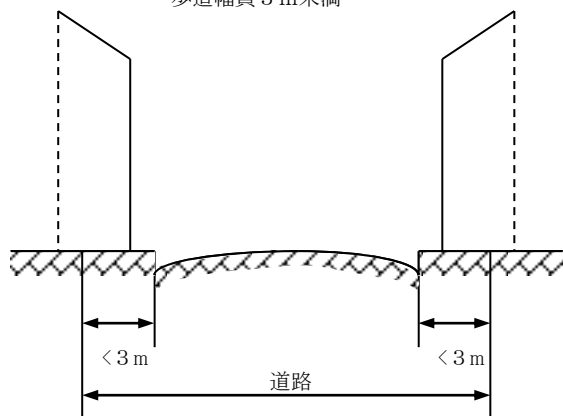
[別図4] 側面型アーケードの柱の位置

○歩車道の区別のない場合
路端寄りに設けること。



○歩車道の区別のある場合

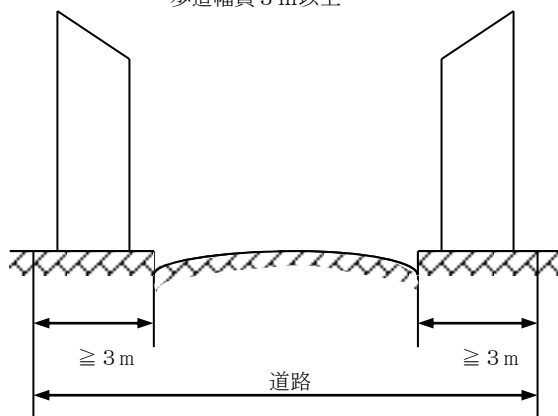
・歩道幅員 3 m未満



なお、側面建築物の敷地内に設けることは差し支えない

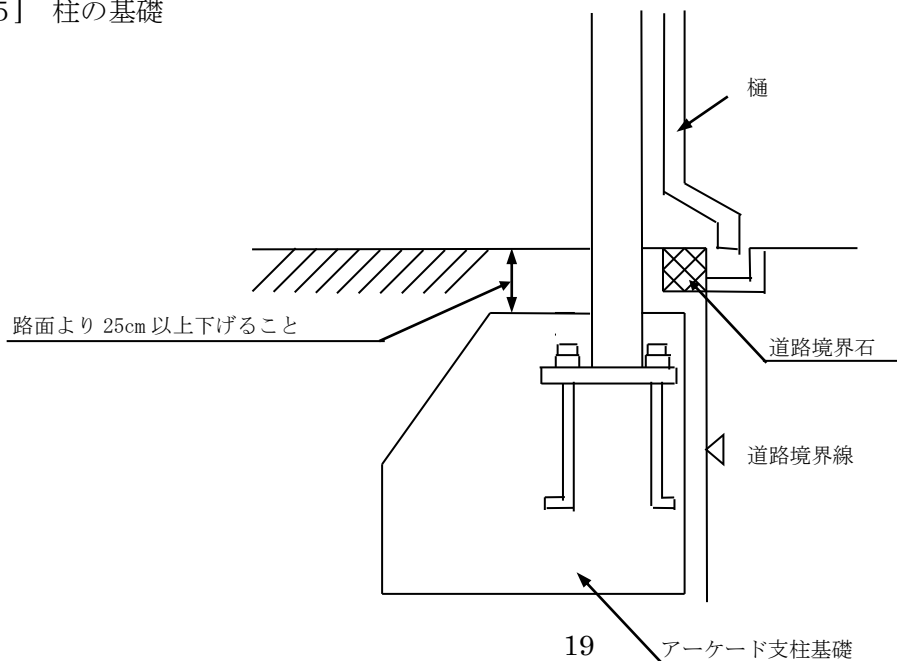
○歩車道の区別のある場合

・歩道幅員 3 m以上

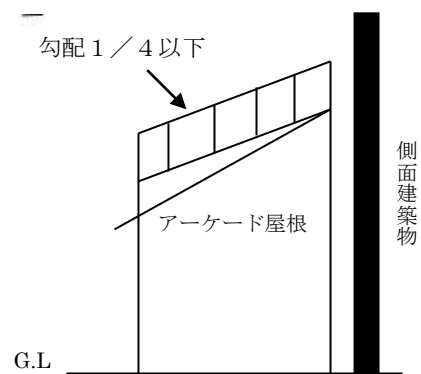
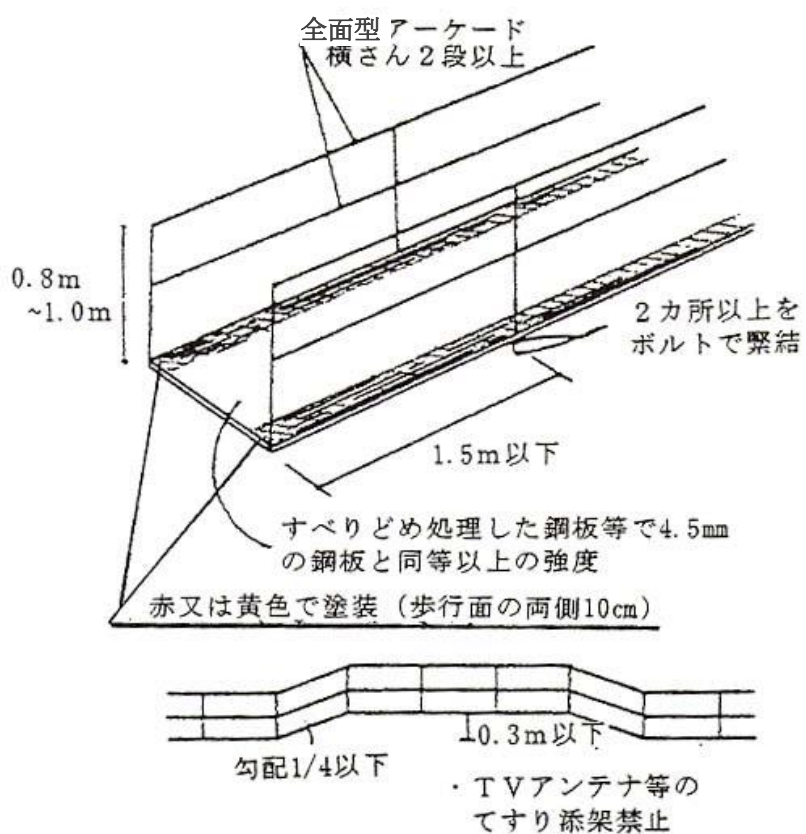


歩道の両側に設けること

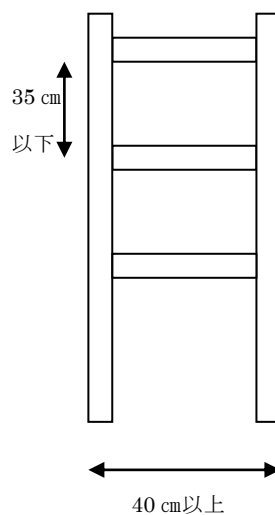
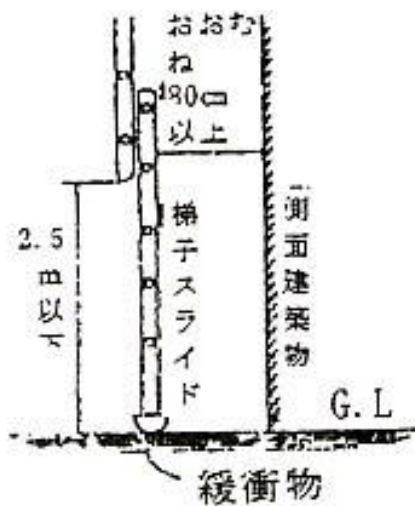
[別図5] 柱の基礎

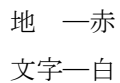


[別図6] 消火足場

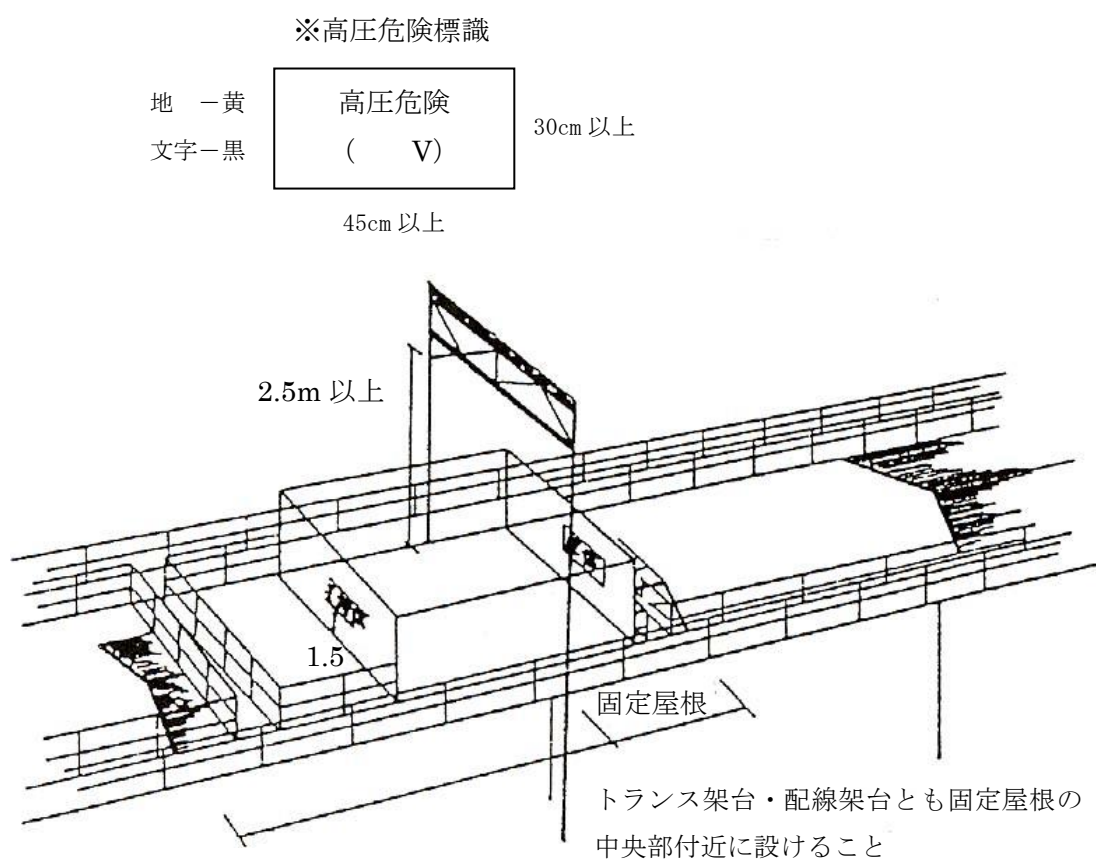


[別図7] 登はん設備

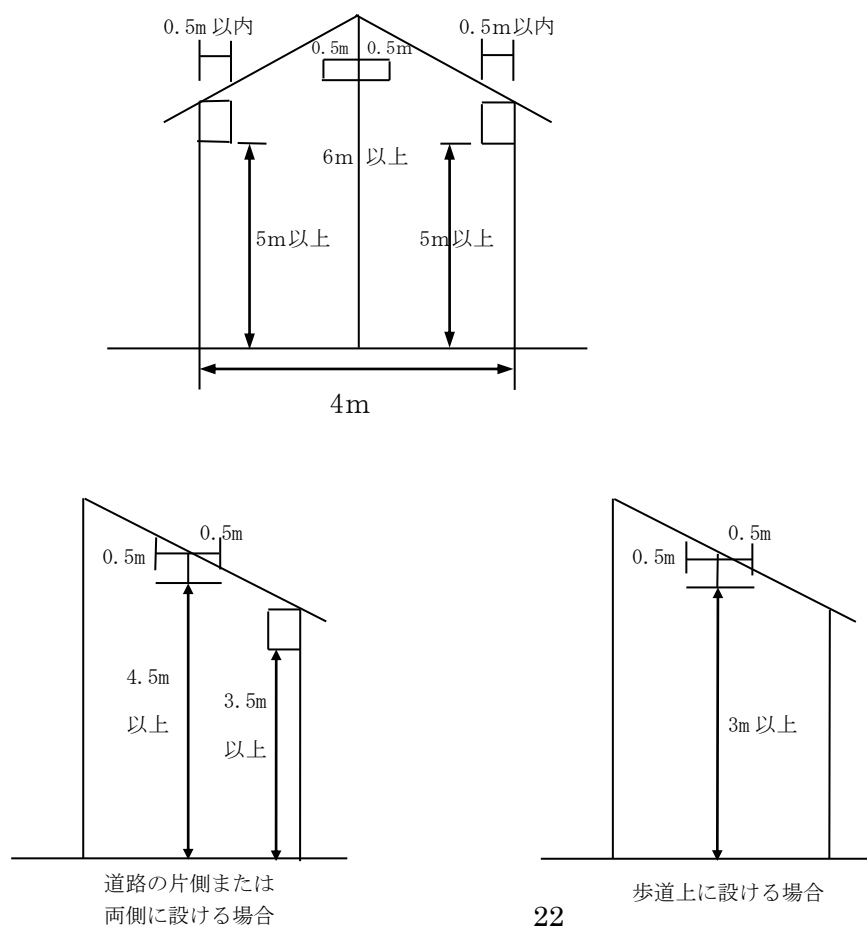




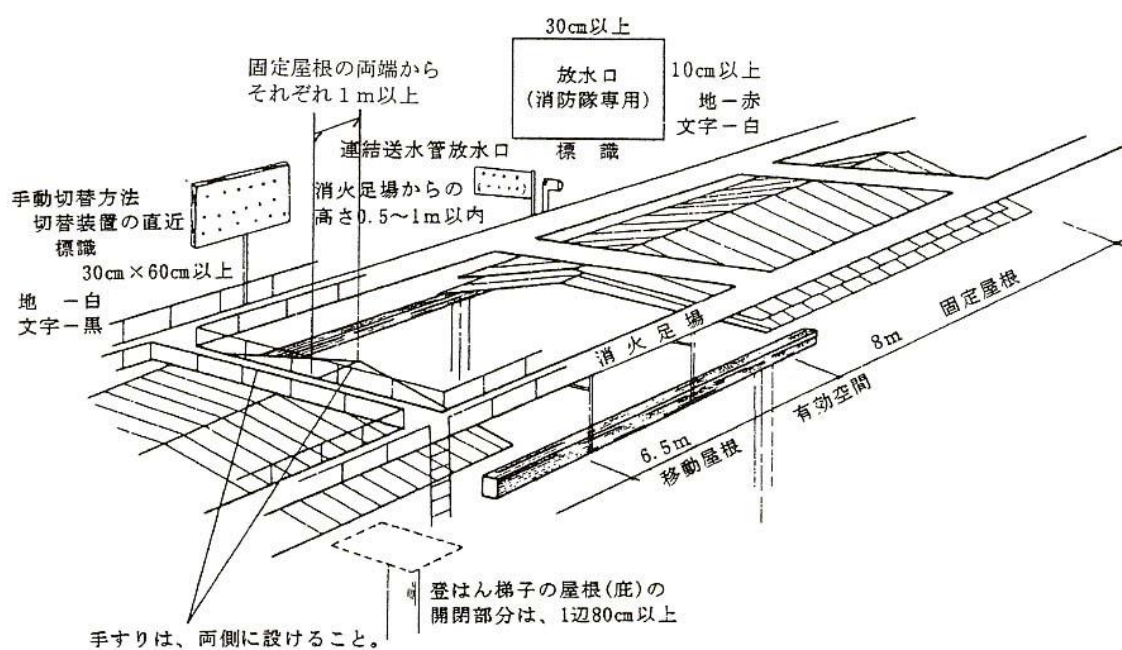
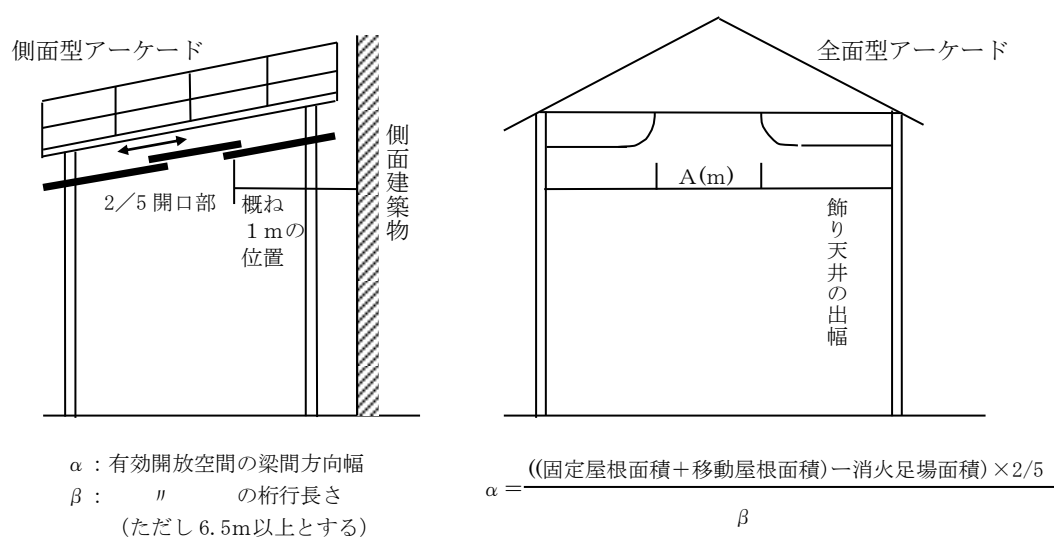
[別図 9] 配線架台、トランス架台及び高圧危険標識



[別図 10] 照明設備



[別図 11] 屋根開放装置



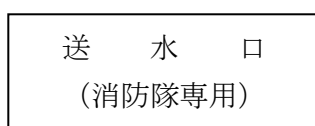
移動屋根開放時の有効空間

[別図 12]



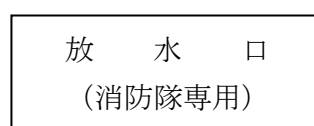
縦 —10cm 以上
 横 —30cm 以上
 地 —赤
 文字—白

[別図 13]



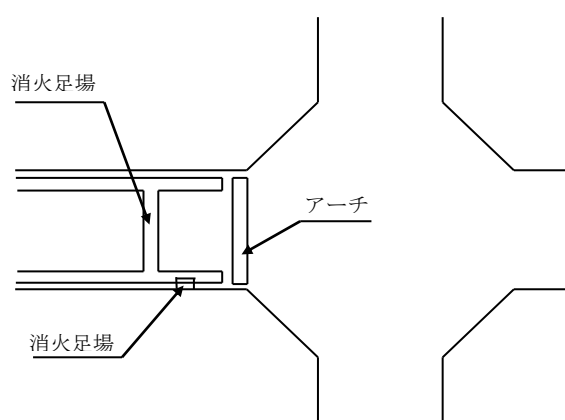
縦 —10cm 以上
 横 —30cm 以上
 地 —赤
 文字—白

[別図 14]



縦 —10cm 以上
 横 —30cm 以上
 地 —赤
 文字—白

[別図 15] アーチの設置場所



アーケード設置申請書									
大阪市アーケード連絡協議会 様				年 月 日					
申請者		TEL							
住所・氏名									
代理人		TEL							
住所・氏名									
建築士事務所名									
設計者		TEL							
住所・氏名									
建築士事務所名									
工事監理者		TEL							
住所・氏名									
建築士事務所名									
工事施工者		TEL							
住所・氏名									
設置場所	建築位置	区							
	道路種別	認定・未認定	歩道・車両通行禁止 (時 時)						
	道路幅員	m	用途地域				防火・準防火地域		
	側面建築物の構造等								
工事種別				工事予定期間					
構造・規模	使用材料	骨組			屋根				
	規模	幅			高さ			延長	
	形式	側面型 ・ 全面型 ・ 天幕類型 ・ アーチ							
現状防火改修率		(%)							
(備考欄)							受付欄		

アーケード工事届出書

年 月 日

大阪市アーケード連絡協議会 様

届 出 人	住所
	氏名
	担当（連絡先）TEL
現 場 責 任 者	住所
	氏名
	担当（連絡先）TEL

次のとおり工事を行いたいのので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- | | | |
|-----------|--|----|
| 1. 工事場所 | 区 | 地先 |
| 2. 工事内容 | 型アーケード | 工事 |
| 3. 工事予定期間 | 年 月 日から
年 月 日まで | |
| 4. 添付書類 | (1)理由書 (2)仕様書 (3)付近見取図
(4)平面図 (5)断面図 (6)構造図 (7)工程表
(8)安全対策図 (9)その他必要書類 | |

届 出	大阪府警察本部	計 画 調 整 局	消 防 局	建 設 局
備 考				
連 絡 先	大阪府警察本部 交通部 交通規制課 道路使用第二係 TEL 6 9 4 3－1 2 3 4（内線5 1 8 3 4） 大阪市 計画調整局 建築指導部 建築確認課 TEL 6 2 0 8－9 3 0 1 大阪市 消防局 予防部 規制課 TEL 4 3 9 3－6 4 3 9 大阪市 建設局 総務部 管理課 TEL 6 6 1 5－6 6 6 9			
（注） 届出完了後は、所轄警察署長の道路使用許可及び大阪市長の道路 占用許可をうけること。なお、アーケードに設置されている連結送 水管、警報装置及び登はん設備等について、改修又は変更する場合 にあっては、その工事に着手する以前に所轄消防署長の指導を受け なければならない。				

第 年 月 日 号

様

大阪市アーケード連絡協議会

の について

年 月に申請のありました の については、次のとおり承認しましたので、ただちに関係各機関で所定の手続をとってください。

また、付加した各条件については、関係者に十分周知のうえ、改修するなど至急その措置を講じてください。

記

1. 目 的
2. 場 所 区
3. 面 積 m^2
(長さ m 幅 m)
4. 条 件 別紙のとおり

〈所定手続〉

大 阪 市 計 画 調 整 局	許 可 申 請
	建 築 確 認 申 請
	完 了 検 査 申 請
大 阪 市 消 防 局	連 結 送 水 管 設 計 届
	道 路 工 事 届
	使 用 開 始 届 (完 成 後)
大 阪 市 建 設 局	道 路 占 用 許 可 申 請
所 轄 警 察 署	道 路 使 用 許 可 申 請

条 件

1.

第 年 月 日 号

様

大阪市アーケード連絡協議会

の について

年 月に申請のありました の に
ついては、次の理由により保留となりましたので、通知します。

記

理 由

1.

第 年 月 日 号

様

大阪市アーケード連絡協議会

の について

年 月に申請のありました の については、次の理由により承認出来ませんので、通知します。

記

理 由

1.

第 年 月 号
日

様

大阪市アーケード連絡協議会

アーケード完成検査結果について

年 月 日に行いました標記アーケードの完成検査の結果、アーケード設置に関する取扱要綱・同実施基準に適合すると認められましたので、通知します。

第

年

月

号
日

様

大阪市アーケード連絡協議会

アーケード完成検査結果について

年 月 日に行いました標記アーケードの完成検査の結果、
次のとおり措置が必要と認められますので、関係者に十分周知のうえ、至急
改善してください。

なお、改善状況は、当協議会あて写真等により報告してください。

記

別添

アーケードの自主点検表

※ A又はBを○で囲んでください。

構造設備	点検事項
屋根	1. 屋根葺材料（網入りガラス、強化ポリエステル板、網入り硬質塩化ビニル板等）は、破損して 《A いな い B い る》 2. 開放屋根の開閉は、スムーズに 《A でき る B でき ない》 3. 未承認で天井（ルーバー、天井等）を設置して 《A いな い B い る》 4. 開放装置の操作ボタン又はハンドル等は、見やすく使いやすい状態に維持されて 《A い る B いな い》 5. 開放装置の電動から手動への切替要領を記入した掲示板は、適切に維持されて 《A い る B いな い》 6. 常時開放しておく必要のある部分は閉鎖して 《A いな い B い る》
柱 はり	1. 柱やはり、けた等にさびは発生して 《A いな い B い る》 2. 柱は凹んだり、曲がったりして 《A いな い B い る》 3. 柱の位置を街角等交通の支障となる位置に変更して 《A いな い B い る》
側面建築物	1. 側面建築物の道路に面したところは、防火改修（シャッター、サッシ、網入りガラス、モルタル塗等）がなされて 《A い る B いな い》 2. 在来建築物の屋上等に違法な増築が 《A な い B あ る》 3. 突出看板は基準どおり設置されて 《A い る B いな い》
消火足場 登はん梯子	1. 消防活動に支障となる物件が足場上又は登はん梯子の登り口に放置されて 《A いな い B い る》 2. 電線、電話線、テレビフィーダー線等は、消防活動の障害になって 《A いな い B い る》 3. 足場の手すりにテレビアンテナを取り付けて 《A いな い B い る》 4. 折損部分、老朽化部分は 《A な い B あ る》 5. 赤色に塗装されて 《A い る B いな い》 6. 登はん梯子の下方にあるスライド部分又は取りはずしてある梯子の維持管理は、十分に行われて 《A い る B いな い》

構造設備	点検事項
連結送水管	1. 配管、結合金具は漏水、変形、ひび割れして 《A いない B いる》 2. 送水口のパッキングは老朽化して 《A いない B いる》 3. 送水口の開閉ハンドルはついて 《A いる B いない》 4. 使用時に障害となる物件は放置されて 《A いない B いる》 5. 送水口、放水口の標識は適切に維持されて 《A いる B いない》
電気関係	1. 無届又は未承認の設備は設けて 《A いない B いる》 2. 配線、器具は絶縁状態が 《A 保たれており安全である B 保たれておらず安全でない》 3. 警報、放送設備は、有効に維持管理されて 《A いる B いない》
道路関係	1. 道路上に商品、陳列台等を出して道路を不正使用して 《A いない B いる》 2. 道路と民有地の境界は、はっきり 《A わかる B わからない》 (建物を改築するときは、必ず道路明示を受けてから行うこと) 3. 道路にはみ出して物件(置看板、自動販売機、日よけ、ウィンドウ等)を設置して 《A いない B いる》 4. 未承認のアーケードは増築して 《A いない B いる》
形態	1. テント式アーケードの屋根のテント部分をアルミ板、強化ポリエステル板等に変更して、固定して 《A いない B いる》

付 則

1. この実施基準は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
2. 大阪市アーケード設置基準運用要領は廃止する。ただし、既存のもの及び工事中のものにあっては従前の例又は本実施基準のいずれかによることができるものとする。

付 則

この実施基準は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この実施基準は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この実施基準は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この実施基準は、令和元年 5 月 31 日から実施する。

付 則

この実施基準は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この実施基準は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。